

(公印省略)
障第30386-5号
令和2年5月28日

各障害児通所支援事業者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

県立学校等再開後の障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて (通知)

令和2年3月からの小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休業に伴う人員基準等の臨時的な取扱いについては、「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて (令和2年2月28日付障害政策課長通知)」等に基づき取り組んでいただいているところです。

6月1日から県立学校等が再開することに伴い、下記のとおり取扱いに変更しますので、各事業所においては、引き続き適切な対応をお願いいたします。

記

(児童発達支援・放課後等デイサービス共通事項)

- 学校再開後も、当面の間「障害児通所支援事業所に係る人員基準等の臨時的な取扱いについて (令和2年2月28日付障害政策課長通知)」の取扱いを引き続き用いることとする。
- 令和2年4月7日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について (その2)」に基づき、感染拡大防止を図る。
- 通所を控える幼児児童生徒への代替サービスの取扱いについては、特別支援学校等の一斉臨時休業中と同様の取扱いとする。

(放課後等デイサービスのみ)

- 学校再開後、分散登校が行われている学校の児童生徒については、基本報酬に学校休業日単価を用いる。通常通り登校する児童生徒と分散登校する児童生徒が混在する場合も、全部を休業するものとして基本報酬に学校休業日単価を用いる (別添令和2年5月28日付け厚生労働省事務連絡参照)。
- 分散登校となる児童と通常通り登校する児童が混在する場合の開所時間 (サービス提供

時間)は、休業日と授業日を組み合わせたものとする。

○延長支援加算の特例的な取扱いについては特別支援学校等の一斉臨時休業中と同様の取扱いとする。

事務担当：発達支援係 山口
電 話：027-897-2648